牛久市告示第186号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同 法第19条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更したので、 同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告 示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年8月19日

等旅泉 第 田 和 和平信間 記型管

1. 都市計画の種類 生産緑地地区

2. 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	3	東下根第1号	ひたち野東2丁目の一部	約 0.22ha
新	39		いたり野東2丁日の一部	廃止
旧	40	東下根第2号	ひたち野東2丁目の一部	約 0.14ha
新	40			廃止

3. 縦覧場所

牛久市役所建設部都市計画課

計 画 書

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更(牛久市決定)

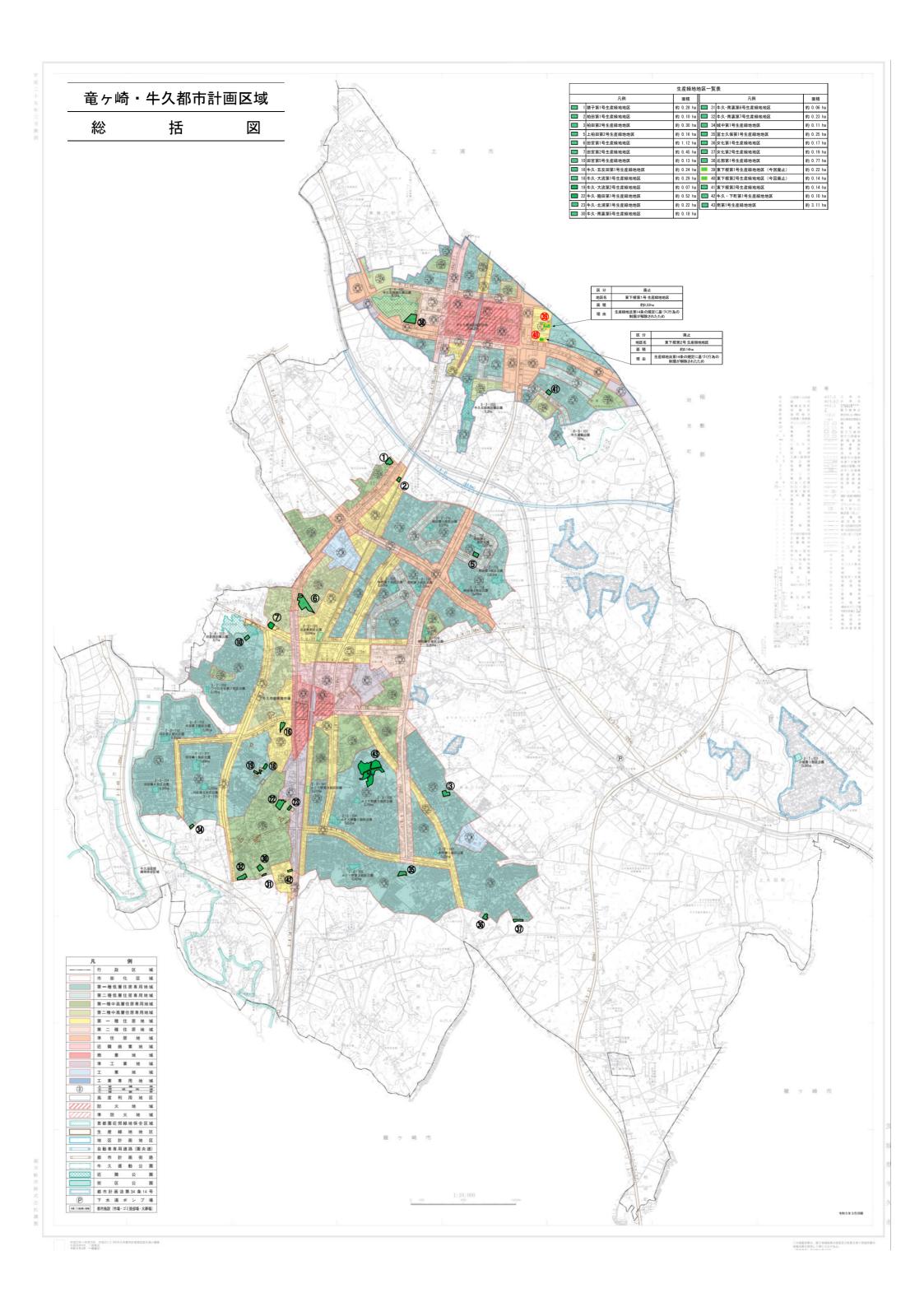
都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積		備 考					
			番 号	名	称		面積
			1	猪子	第1号地区	約	0.28 ha
			2	柏田	第1号地区	約	0.10 ha
			3	柏田	第2号地区	約	0.30 ha
約	8.8	ha	5	上柏田	第2号地区	約	0.16 ha
			6	田宮	第1号地区	約	1.1 ha
			7	田宮	第2号地区	約	0.26 ha
			10	田宮	第5号地区	約	0.13 ha
			16	牛久·五反田	第1号地区	約	0.24 ha
			18	牛久·大流	第1号地区	約	0.20 ha
			19	牛久·大流	第2号地区	約	0.07 ha
			22	牛久·籠田	第1号地区	約	0.52 ha
			23	牛久·北浦	第1号地区	約	0.10 ha
			30	牛久·南裏	第5号地区	約	0.18 ha
			31	牛久·南裏	第6号地区	約	0.06 ha
			32	牛久·南裏	第7号地区	約	0.23 ha
			34	城中	第1号地区	約	0.11 ha
			35	富士久保	第1号地区	約	0.25 ha
			36	女化	第1号地区	約	0.17 ha
			37	女化	第2号地区	約	0.19 ha
			38	北部	第1号地区	約	0.77 ha
			41	東下根	第3号地区	約	0.14 ha
			42	牛久·下町	第1号地区	約	0.10 ha
			43	南	第1号地区	約	3.1 ha
				合 計		約	8.8 ha

位置及び区域は計画図表示のとおり

理 由

東下根第1号生産緑地地区、東下根第2号生産緑地地区において、生産緑地法第14条の規定に基づき行為の制限が解除されたことから、本案のとおり、竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更するものである。



竜ヶ崎・牛久都市計画区域

計 画 図

3.阿 見 町 平成20年 3月作成

